

国見町は、千年以上育まれてきた国見の歴史・伝統・文化をこれから百年後に伝えていくため、これらを生かした「歴史まちづくり」を進めています。このコーナーでは町や地域が行っている取り組みについて、毎月お伝えしています。

【企画調整課地域振興係 ☎ 585-2967】
【あつかし歴史館 ☎ 585-4520】



今後の「歴史まちづくり」について

国見町歴史的風致維持向上計画

国見町は歴史的風致維持向上計画（歴史まちづくり計画）の認定により、「歴史を活かしたまちづくり」を政策の大きな柱と位置付けました。計画の策定は私たちの歴史遺産をどのようにまちづくりに活かしていくのか、その課題を私たちに再認識させるものでした。



貝田地区「松田家住宅」の有形文化財の国登録によって、地区的賑わいの新たな拠点ができました

国見町を取り巻く厳しい状況

「歴史を活かしたまちづくり」を推進するということは、同時に今国見町で起こっているさまざまな問題と向き合うことでもあると考えています。

全国の市町村が等しく抱える人口減少や少子高齢化問題は、私たちの生業や生活に影響があるばかりでなく、歴史遺産の継承や地域コミュニティが途絶え、私たちの故郷を形成する大事な部分が消失しかねない可能性があるからです。



「阿津賀志山防塁」が残ったのは、先人たちの情熱の証です

歴史まちづくりでは、何が必要か

今後「歴史を活かしたまちづくり」を推進するためには、何が必要でしょうか。

かつて先人たちが、誰に言われることなく阿津賀志山防塁を大切なものとして保存・継承してきたように、故郷を形成する歴史的遺産を継承し、国見町の魅力を伝えたい、そのような情熱を持った担い手を増やすことが、今後の歴史まちづくりには必要であると考えています。

担い手づくり

歴史館のイベントやシンポジウムで、町外の方や子どもたちと話した時、「国見町が大好きです」とか「国見町は楽しいことが沢山あるよ」という話を頂きました。

私たちは、この会話にこそ「歴史を活かしたまちづくり」を推進する担い手づくりのためのヒントが隠されていると感じています。町内外を問わず、国見町のファンを一人でも増やし、地域や私たちと共にさまざまな形でまちづくりに関わってもらう。それこそが担い手づくりの第一歩であると考えています。

引き続き、地域の方や多くの町外の方と一緒に取り組んでいきます。



歴史館のイベントはたくさんの子どもが参加します

春は異動の季節です

大事な手続き忘れずに!!

就職や転勤、入学などで住所が変わるのは、届出が必要です。この時期は、窓口が混み合いますので、時間に余裕を持ってお早めにおいでください。

【住民防災課戸籍係 ☎ 585-2115】



届出内容	届出に必要なもの	届出期限	備考
転入届 町内へ 引っ越ししたとき	<ul style="list-style-type: none">転出証明書（前住所地で発行したもの）国民年金手帳・介護保険受給資格証（資格者のみ）小中学生がいる場合は在学証明書マイナンバーカード	引っ越しした日から 14日以内	本人確認のための書類 (1) 1点で確認できるもの (写真付き) マイナンバーカード・ 運転免許証・パスポートなど
転出届 町外へ 引っ越しすとき	<ul style="list-style-type: none">国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証（加入者のみ）印鑑登録証マイナンバーカード・子ども医療受給資格者証	転出する 前まで	(2) 2点で確認できるもの 健康保険証・年金手帳 又は年金証書など ※外国の方は在留カード
転居届 町内で住所を 変更したとき	<ul style="list-style-type: none">国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証（加入者のみ）マイナンバーカード子ども医療受給資格者証	転居した日から 14日以内	

- ・転出届はマイナポータルを通じたオンラインでの提出が可能になりました。このサービスの利用により、転出にあたり国見町への来庁が不要になります。
- ・対象は、電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方。（国内の引っ越しに限る）
- ・ご自身での引っ越しのほか、同一世帯の方の引っ越しでも利用可能です。
- ※オンライン提出をした後は、別途転入先市区町村の窓口で転入届の提出が必要です。
- ・届出は本人か世帯主、または同じ世帯の方が行ってください。本人か世帯主、または同じ世帯の方が手続きできない場合は、代理人の印鑑が必要です。 ※別世帯の方は委任状が必要です。



▲詳細はコチラ

CHECK ← 他の手続きも忘れずに！

住所が変わると住所変更の届出以外にも、上下水道、医療保険、納税などの手続きも必要になります。詳しくは担当課へ問い合わせください。

各種手続きの問い合わせ先

戸籍、住民票、印鑑登録、住民異動届
住民防災課戸籍係 ☎ 585-2115

ごみ収集
住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療
ほけん課国保係 ☎ 585-2785

障がい者福祉、生活保護、児童手当
福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793

高齢者福祉、介護保険
福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125

予防接種、母子手帳、健康診断
ほけん課保健係 ☎ 585-2783

納税
税務課収納係 ☎ 585-2780

上水道
上下水道課水道係 ☎ 585-2997

下水道
上下水道課下水道係 ☎ 585-2984

小・中学校
教育総務課総務係 ☎ 585-2892
(観月台文化センター内)

幼稚園・保育所
教育総務課総務係 ☎ 585-2892
(観月台文化センター内)